

企画 企画調整課からのお知らせ

問 企画調整課 商工観光係
☎476-1111(221)

◆空き店舗対策補助事業について

町内商店街の活性化を図るため、空き店舗を利用して事業を始めようとする事業者等に対し、開業に係る経費（店舗改修費等）の一部を助成します。なお、空き店舗とは、主に三文字地区の施設で商業活動が3か月以上利用されていない店舗（商業または事務所の用に供していたもの）のことをいいます。

【補助対象者】 ○個人または法人（中小企業）、その他の団体

【補助の要件】

- 小売店、飲食店、サービス業（風営法に規定するものを除く。）
（飲食店、サービス業の一部で、対象にならない業種があります。）
- 店舗の入口が道路、または歩道に接していて、かつ、店舗の1階で行う事業
- おおむね午前10時から午後6時まで営業し、かつ、直接客が店舗に来ること
- コミュニティ施設（展示、休憩所などで特に活性化に寄与するもののうち、商工会、その他任意の団体が行うものに限る。）
- 次のいずれにも該当しないこと
 - ・町内の店舗から他の店舗に移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗とした事業者
 - ・町税などの滞納をしている事業者
 - ・その他町長が不適当と認める事業を行おうとする事業者

【補助対象経費】 ①店舗の改修に要する費用 ②店舗の賃借料

【補助金額】 ①店舗改修費用・・・改修費の総額が1件20万円以上であり、補助金の上限は50万円
②店舗賃借料・・・月額賃借料の2分の1で、1店舗につき1年を限度。上限は30万円

【補助金の交付手続き】

補助金の交付を受けようとする方は、事前に相談のうえ、申請書に関係書類を添えて、役場企画調整課に提出してください。

体育 社会教育課からのお知らせ

問 社会教育課 生涯スポーツ係
☎476-1111(420)

◆町民体育祭りレー参加募集について

第63回大崎町町民体育祭が10月11日（日）に開催予定ですが、各種りレーについて参加団体を募集いたします。

【募集競技】 職場等対抗りレー

- （内容） 町内に所在する職場、またはグループの4人一組で構成する。
一人100mの合計400mりレー
※ 職場を問わず大崎町民なら4人一組で出場OK！
職場等のPRにどうぞ！

参加を希望される場合は、9月18日（金）までに、社会教育課生涯スポーツ係までお申し込みください。

【問い合わせ先】 大崎町教育委員会社会教育課 生涯スポーツ係
（代表）☎099-476-1111（内線420）
（直通）☎099-476-0548